

## 茨城県最低賃金と茨城県特定最低賃金改正のお知らせ

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下表のとおり改正されました。

最 低 賃 金 名	時 間 額	効 力 発 生 日
茨 城 県 最 低 賃 金	7 9 6 円	平 成 2 9 年 1 0 月 1 日
茨 城 県 特 定 最 低 賃 金	鉄 鋼 業	8 9 2 円
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	8 5 9 円
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	8 5 5 円
	各 種 商 品 小 売 業	8 2 8 円

労使双方が合意した上で「最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、法律により、その賃金は無効とされ、最低賃金額で契約したものとみなされます。

〈お問合せ先〉茨城労働局賃金室（TEL029-224-6216）又は最寄りの労働基準監督署

# もう、チェックした？

最低賃金は、  
暮らしの  
支えです。



# 最低賃金



## 使用者も、労働者も。

### 茨城県最低賃金は

# 796円<sup>時間額</sup>

### 発効日：平成29年10月1日

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

### 茨城県の特定(産業別)最低賃金

産業名	鉄鋼業	はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 (機械器具製造業等)	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、 光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 (電気・精密機械器具等製造業)	各種商品小売業
最低賃金額 (時間額)円	892	859	855	828
発効日	H29.12.31	H29.12.31	H29.12.31	H29.12.31

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。  
詳しくは、茨城労働局のホームページをご覧ください。<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

茨城労働局・労働基準監督署・(一社)茨城労働基準協会連合会・(一社)茨城県経営者協会  
茨城県中小企業団体中央会・茨城県商工会議所連合会・茨城県商工会連合会・日本労働組合総連合会茨城県連合会



# 必ずチェック、最低賃金! 使用者も、労働者も。



# 最低

## Q. 最低賃金制度とは何でしょう?

**A.** 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金には、地域別（茨城県）最低賃金と特定最低賃金があります。

地域別最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。特定最低賃金は、地域内の特定の産業の基幹的労働者に適用されます。

## Q. 最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか?

**A.** 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

## Q. コンビニを経営しています。各種商品小売業の最低賃金が適用されますか?

**A.** 茨城県各種商品小売業最低賃金が適用される産業は、衣、食、住にわたる各種の商品を取り扱っていて、主たる販売商品が判別できない事業場の場合に適用され、食料品が中心であるコンビニのように主たる販売商品が判別できる事業場には適用されません。



## 最低賃金以上の賃金が支払われていますか? お確かめください。

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットです。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

最低賃金制度

検索



# 賃金

## Q. 最低賃金対象となる賃金の範囲を教えてください。

**A.** 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

## Q. 最低賃金額以上が未満か、確認する方法を教えてください。

**A.** 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合  
時間給  $\geq$  最低賃金額（時間額）
- ② 日給の場合  
日給  $\div$  1日の平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額（時間額）
- ③ 月給の場合  
月給  $\div$  1か月の平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額（時間額）
- ④ ①、②、③が混合している場合  
例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などのように混合している場合は、それぞれ上の①～③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

# 金